

[この公告は、T B T 協定第 2 条 9. 1 に基づくものです。]

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号)の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください。(電話による意見の提出は御遠慮ください)。

なお、御意見に対して個別に回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 件名

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号)の一部改正

2. 対象品目

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム of の容器包装

3. 趣旨

(1) 経緯

乳等の容器包装に係る規格は「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」(昭和 26 年厚生省令第 52 号)(以下「乳等省令」という。)において定められている。

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装では、内容物に直接接触する部分以外に使用できる樹脂については、ポリプロピレン及びナイロンの使用ができるとされているが、合成樹脂加工紙製の容器包装では、当該樹脂の使用は認められていない。食品との非接触面へのポリプロピレン及びナイロンの使用は、容器の耐気体透過性、耐浸透性、さらには印刷適正の向上が見込まれることから、関連業界から強い要望があった。容器包装の販売形態ごとに基準が異なることについて、整合性をとることは、人の健康に影響を及ぼすものではないため、今回、改正を行うこととした。

(2) 概要

合成樹脂加工紙製容器包装について、内容物に直接接触する部分以外に使用できる樹脂に、ポリプロピレン及びナイロンを追加する。

なお、内容物に直接接触する部分については、合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装ともに取り扱いは同じである。

4. 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定。

5. 意見提出先

厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

TEL 03-5253-1111 内線 4283, 4284

FAX 03-3501-4868

6. 意見提出期限

通報開始日より 60 日後